

第 8 号議案

蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部改正について

蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 21 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

精神障害者医療費の助成を拡大するため及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保護者（法第20条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を「家族等（法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者」に改め、「に対し」の次に「、次に掲げる場合は」を加え、「額。以下「医療費助成相当額」という。）の限度において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額」を「額）」に改め、同項第1号中「医療費助成相当額」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 第2条第2号に規定する者が医療を受けた場合（当該医療に関し前号の規定による助成を受けた場合を除く。）

第5条第1項第3号を削る。

第7条から第9条までの規定中「保護者」を「家族等のうちいずれかの者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。